

写

別添

6 消安第 4973 号
令和 6 年 12 月 25 日

各都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（令和 6 年農林水産省令第 64 号）が令和 6 年 12 月 25 日付で公布され、同日から施行されることとなりました。また、本省令の施行に伴い、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について」（平成 13 年 3 月 30 日付け 12 生畜第 1826 号農林水産省生産局長、水産庁長官通知。以下「運用通知」という。）を別紙新旧対照表のとおり一部改正しました。

改正内容については、下記のとおりですので、御了知の上、貴管下関係者に対する周知徹底につき御協力を願います。

記

1 省令改正の趣旨

- (1) 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号。以下「省令」という。）別表第 1 の 1 の (5) のイにおいて、飼料に含まれる飼料添加物の名称及び量を表示しなければならないとした上で、飼料添加物の名称及び量の表示方法が定められている。
- (2) 具体的には、同項（注）の 1 の表において、指定名称以外に表示に用いることができる飼料添加物の名称（以下「一般名」という。）を定めている。
- (3) また、同項（注）の 2 の 2）において、飼料添加物であるプロピオン酸、プロピオン酸カルシウム、プロピオン酸ナトリウム、ギ酸及びフマル酸（以下「プロピオン酸等」という。）について、最終製品の飼料にも当該成分の含有量の表示が必要と定めている。
- (4) これらの表示の基準について、近年の飼料添加物をめぐる状況を踏まえ、制度を適正化する観点から、所要の改正を行った。

2 省令改正の概要

省令において、飼料一般の表示の基準として定められている、飼料に含まれる飼料添加物の名称及び量の表示方法のうち、以下について改正する。

- (1) 飼料添加物の名称の表示について、飼料添加物の一般名に係る部分を省令から削除し、当該部分を運用通知において定める。
- (2) 飼料添加物の量の表示について、主に規格を満たす飼料を製造するために必要となるものであることから、最終製品におけるプロピオン酸等の含有量の表示を不要とするよう改正する。なお、飼料を製造するための原料又は材料（家畜等に供される最終製品以外の飼料）における含有量の表示は引き続き必要となる。

3 運用通知の改正の概要

2の改正を受けて、所要の改正を行う。

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について（平成13年3月30日付け12生畜第1826号農林水産省生産局長、水産庁長官通知）一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

目次	改 正 後	目 次	改 正 前
第1 (略)		第1 (略)	
第2 飼料の製造等に関する規制		第2 飼料の製造等に関する規制	
1 (略)		1 (略)	
2 基準及び規格		2 基準及び規格	
(1) (2) (略)		(1) (2) (略)	
(3) 成分規格等省令の留意事項		(3) 成分規格等省令の留意事項	
ア 別表第1 (飼料関係)		ア 別表第1 (飼料関係)	
(ア) ~ (イ) (略)		(ア) ~ (イ) (略)	
(エ) 飼料一般の表示の基準 (成分規格等省令別表第1の1の(5))		(エ) 飼料一般の表示の基準 (成分規格等省令別表第1の1の(5))	
a b (略)		a b (略)	
c 別表第1の1の(5)の(イ)の表示は、その(注)の1及び(注)の2に示された方法により表示すべきこととなるが、その例を示せば次のとおりである。		c 別表第1の1の(5)の(イ)の表示は、その(注)の1及び(注)の2に示された方法により表示すべきこととなるが、その例を示せば次のとおりである。	
含有する飼料添加物の名称及び量		含有する飼料添加物の名称及び量	
亜鉛バシトラシン 16.8万単位／トン		亜鉛バシトラシン 16.8万単位／トン	
抗菌性物質製剤 (プロピオノン酸類を除く。) 並びに飼料の原材料等に用いた抗酸化剤、プロピオノン酸類、ギ酸及びフマル酸並びに用いた抗酸化剤、プロピオノン酸類、ギ酸		抗菌性物質製剤 (プロピオノン酸類を含む。) 、ギ酸及びフマル酸並びに用いた抗酸化剤以	

及びマル酸（以下「抗酸化剤等」という。）以外の飼料添加物は、その名称のみを表示すること。

飼料原材料に用いた抗酸化剤等の量の表示については、飼料（飼料原材料を除く。）に用いることができる抗酸化剤等の総量が規制されていることにかんがみ、確実にその量を表示すること。

飼料に含有される飼料添加物の名称の表示について
は、指定の際に用いられた名称（以下「指定名称」とい
う。）で表示すること。また、指定名称が飼料の利用者
である畜産農家等になじみが薄い場合には、表示本来の
目的である飼料中の成分を十分利用者に知らしめるこ
とが難しいこと等から、指定名称に代えて定めた一
般名でも表示することができることとされている。この
趣旨から、一般名が定められた飼料添加物については、指定名称に代えて一般名を表示の名称として使用する
こと。ただし、養殖水産動物用配合飼料で粘結剤を用い
たものにあっては、粘結剤と一般名で表示する場合であ
っても併せて飼料添加物名を表示することができるも
のとする。

外の飼料添加物は、その名称のみを表示すること。

飼料原材料に用いた抗酸化剤の量の表示については、飼料（飼料原材料を除く。）に用いることができる抗酸化剤の総量が規制されていることにかんがみ、確実にその量を表示すること。

飼料に含有される飼料添加物の表示の名称について
は、指定の際に用いられた名称（以下「指定名称」とい
う。）で表示すること。また、指定名称が飼料の利用者
である畜産農家等になじみが薄い場合には、表示本来の
目的である飼料中の成分を十分利用者に知らしめるこ
とが難しいこと等から、指定名称に代えて定めた一
般名でも表示することができることとされている。この
趣旨から、一般名が定められた飼料添加物については、指定名称に代えて一般名を表示の名称として使用する
こと。ただし、養殖水産動物用配合飼料で粘結剤を用い
たものにあっては、粘結剤と一般名で表示する場合であ
っても併せて飼料添加物名を表示することができるも
のとする。

飼 料 添 加 物 名	名 称
L-アスコルビン酸	ビタミンC
L-アスコルビン酸カル シウム	ビタミンC カルシウム

(新設)

<u>L-アスコルビン酸ナト</u>	<u>ビタミンC</u>
<u>リウム</u>	<u>ビタミンC</u>
<u>L-アスコルビン酸-2</u>	<u>ビタミンC</u>
<u>-リン酸エステルナトリ</u>	
<u>ウムカルシウム</u>	
<u>L-アスコルビン酸-2</u>	<u>ビタミンC</u>
<u>-リン酸エステルマグネ</u>	
<u>シウム</u>	
<u>アセトメナフトン</u>	<u>ビタミンK₄</u>
<u>アミノ酢酸</u>	<u>グリシン</u>
<u>アミラーゼ</u>	<u>デンブン分解酵素</u>
<u>DL-アラニン</u>	<u>アラニン</u>
<u>アルカリ性プロテアーゼ</u>	<u>たん白質分解酵素</u>
<u>アルギン酸ナトリウム</u>	<u>粒結剤</u>
<u>L-イソロイシン</u>	<u>イソロイシン</u>
<u>エルゴカルシフェロール</u>	<u>ビタミンD₂</u>
<u>塩化コリン</u>	<u>コリン</u>
<u>塩酸ジベンジルチアミ</u>	<u>ビタミンB₁</u>
<u>ソ</u>	
<u>塩酸チアミン</u>	<u>ビタミンB₁</u>
<u>塩酸L-ヒスチジン</u>	<u>ヒスチジン</u>
<u>塩酸ピリドキシン</u>	<u>ビタミンB₆</u>
<u>塩酸L-リジン</u>	<u>リジン</u>
<u>エンテロコッカス</u>	<u>乳酸菌</u>
<u>カーリス</u>	
<u>エンテロコッカス</u>	<u>乳酸菌</u>
<u>シウム</u>	
<u>カゼインナトリウム</u>	<u>粘結剤</u>
<u>カルボキシメチルセルロ</u>	<u>粘結剤</u>
<u>ースナトリウム</u>	

キシラナーゼ	繊維分解酵素
キシラナーゼ・ペクチナーゼ複合酵素	ペクチナーゼ・ペクチナーゼ複合酵素
グリセリン脂肪酸エステル	乳化剤
ル	グルタミン酸ナトリウム
上—グルタミン酸ナトリウム	グルタミン酸ナトリウム
クロストリジウム	乳酸菌
リカム	ビタミンD ₃
コレカルシフエロール	ビタミンE
酢酸dl—α—トコフェロール	たん白質分解酵素
ール	ビタミンB ₁₂
酸性プロテアーゼ	BHT
シアノコバラミン	ビタミンB ₁
ジブチルヒドロキシトルエン	乳化剤
硝酸チアミン	繊維分解酵素
ショ糖脂肪酸エステル	繊維・たん白質・ペクチン分解酵素
セルラーゼ	たん白質
セルラーゼ・プロテアーゼ・ペクチナーゼ複合酵素	たん白質分解酵素
ソルビタン脂肪酸エステル	乳化剤
ル	たん白質分解酵素
中性プロテアーゼ	メチオニン水酸化体
2—デアミノ—2—ヒドロキシメチオニン	メチオニン水酸化体亜鉛
2—デアミノ—2—ヒドロキシメチオニン亜鉛	メチオニン水酸化体銅
2—デアミノ—2—ヒドロキシメチオニン亜鉛	

ロキシメチオニン銅 2-デアミノ-2ヒド	メチオニン水酸化体マ ンガニ
ロキシメチオニンマンガ ニ	
DL-トリプロトファン L-トリプロトファン	トリプロトファン トリプロトファン
L-トレオニン	トレオニン
DL-トレオニン鉄 ニコチニン酸アミド	トレオニン鉄 ニコチニン酸
バチルス サブチルス D-ペントテン酸カルシ ウム	枯草菌 ペントテン酸
DL-ペントテン酸カル シウム	ペントテン酸
d-ビオチン	ビオチン
ビタミンA粉末	ビタミンA
ビタミンA油	ビタミンA
ビタミンD粉末	ビタミンD
ビタミンD ₃ 油	ビタミンD ₃
ビタミンE粉末	ビタミンE
ビフィドバクテリウム サーモフィイラム	ビフィズス菌
ビフィドバクテリウム シユードロンガム	B.H.A.
ブルヒドロキシアニゾ ール	粘結剤
プロピレングリコール	粘結剤
ポリアクリル酸ナトリウ ム	
△ ポリオキシエチレングリ	乳化剤

セリン脂肪酸エステル	乳化剤
ポリオキシエチレンソル	
ビタノン脂肪酸エステル	
DL-メチオニン	メチオニン
L-メチオニン	メチオニン
メチオニン塩酸水素ジ	ビタミンK ₃
メチルビリミジノール	
メナジオン塩酸水素ナ	ビタミンK ₃
トリウム	ペプチドグリカラン分解
ムラミダーゼ	
ラクターゼ	酵素
ラクトバチルス	乳糖分解酵素
フィルス	乳酸菌
ラクトバチルス	乳酸菌
リウス	
リペーゼ	
リボフラビン	脂肪分解酵素
リボフラビン酪酸エステ	ビタミンB ₂
ル	ビタミンB ₂
硫酸亜鉛(乾燥)	硫酸亜鉛
硫酸亜鉛(結晶)	硫酸亜鉛
硫酸コバルト(乾燥)	硫酸コバルト
硫酸コバルト(結晶)	硫酸コバルト
硫酸鉄(乾燥)	硫酸鉄
硫酸銅(乾燥)	硫酸銅
硫酸銅(結晶)	硫酸銅
硫酸ナトリウム(乾燥)	硫酸ナトリウム
硫酸マグネシウム(乾燥)	硫酸マグネシウム

硫酸マグネシウム (結晶)	硫酸マグネシウム
硫酸一リジン (乾燥)	リジン リン酸一水素カリウム
リン酸一水素ナトリウム (乾燥)	リン酸一水素ナトリウム $\xrightarrow{\Delta}$ リン酸二水素カリウム
リン酸二水素カリウム (乾燥)	リン酸二水素カリウム $\xrightarrow{\Delta}$ リン酸二水素ナトリウム
リン酸二水素ナトリウム (結晶)	リン酸二水素ナトリウム $\xrightarrow{\Delta}$
d (略)	d (略)
(才) ~ (才) (略)	(才) ~ (才) (略)
イ (略)	イ (略)
(4) (略)	(4) (略)
3~7 (略)	3~7 (略)
第3~第5 (略)	第3~第5 (略)